

写

29 消安第 5736 号
平成 30 年 2 月 9 日

各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター理事長

} 殿

農林水産省消費・安全局長

「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について」の一部改正について

めん羊及び山羊（以下「めん山羊」という。）に由来する肥料については、「肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年10月1日付け13生畜第3388号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）により、平成13年10月4日以降の製造及び工場からの出荷について、一時停止を要請している。

今般、めん山羊に由来すると畜場汚泥を原料とする肥料（乾燥菌体肥料を含む。）について、牛に由来すると畜場汚泥を原料とする肥料と同様に、「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について」（平成27年10月1日付け27消安第3594号消費・安全局長通知。以下「肥料利用通知」という。）に基づく誤用防止措置を徹底することを条件として、製造及び工場からの出荷を認めることとした。

については、肥料利用通知を別紙のとおり改正したので、御了知の上、その運用について遺漏のないようお願いする。